中間論点整理を踏まえた各種制度に関する検討状況

令和2年3月2日

農林水産省 政策統括官

目 次

| 経営所得安定対策(収入減少影響緩和交付金) | (ナラシ)の | 制度の運用・ | • | | • | • • | • | • 1 |
|------------------------|--------|-----------|-----|------|---|---------|---|-----|
| 水田活用の直接支払い交付金の制度の運用・・ | | | • | | • | | | . 2 |
| 産地・品種・産年に係る表示要件・・・・・・ | | | • | | • | | • | • 3 |
| 備蓄米の政府買い入れ・・・・・・・・・・ | | | | | • | | • | • 4 |
| (参考) 「農産物規格・検査に関する懇談会」 | 中間論点整理 | ! (平成31年3 | 3月2 | 29日) | | | | . 5 |

(中間論点整理より抜粋)

ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、<u>直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証</u>明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。

〇 現行の仕組み

【ナラシの対象となる米穀の要件(現行)】

- 〇 平成十八年八月七日農林水産省告示千百十号(抄)
 - 二 規則第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格は、規格規程において玄米に係る品位の等級として 定められている<u>三等以上の等級</u>又は<u>当該等級に相当す</u> ると認められるものとする。

「考え方]

○ 主食用米として生産されたものなどをナラシの対象とする観点から、農産物検査を活用(3等米以上のものが対象)。

[農産物検査3等以上で判断できる事項]

「一般的に主食用として流通」、 「水分含有率(基準値以下であること)」、 「年産」、「産地」、「品種」

加入申請 積立金 の積立 交付申請 交付金 の交付 6月末まで 7月末まで 4月末まで 6月頃

〇 今後の対応方向 (検討中)

○ ナラシ対策の交付金の対象となる米穀は、①~③が担保される必要。

直接取引において①~③を満たすと判断できるものの要件を設定し、これを満たすものは、ナラシの対象とする方向で検討する。

① 主食用として流通するものであること

農産物検査によらない場合:

- 1.7mm以上のふるい目の使用が確認できる書類(販売伝票等) 主食用途であることが確認できる書類(契約書等)
- ② 交付金の算定の基礎となる重量の水増しが防止できること

農産物検査によらない場合: 水分含有率16%以下であることが確認できる書類(販売伝票等)

③ 交付金の適用単価が確定できること

農産物検査によらない場合: 産年、産地、品種が確認できる書類(販売伝票等)

○ 周知期間等を踏まえ、令和3年産から適用する。

<水田活用の直接支払い交付金の制度の運用>

(中間論点整理より抜粋)

ナラシなど国の交付金をはじめとする制度の運用においては、<u>直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証</u>明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。

〇 現行の仕組み

【交付単価】

- ① 加工用米 2万円/10a
- ② 飼料用米・米粉用米 収量に応じ5.5万円~10.5万円/10a

【要件等】

- ① 加工用米
 - 原則として、農産物検査で3等以上の米穀。
 - ただし、農産物検査で3等以上に格付けされないことが明らかな米穀(例:古代米等)については農産物検査を 受検しなくても対象とすることが可能。
- ② 飼料用米、米粉用米
 - 原則として、農産物検査で合格以上(米粉用米は3等以上)の米穀。
 - ただし、気象等の影響により品位が確保されない場合 又は農産物検査で合格以上に格付けされないことが明ら かな米穀である場合については農産物検査を受検しなく ても対象とすることが可能。
 - 農産物検査を受検しない場合の交付単価は5.5万円/10a。

〇 今後の対応方向 (検討中)

- 水田活用の直接支払交付金の対象となる米穀は、 不正受給が生じない仕組みとして①及び②が担保 される必要。
 - ①及び②を満たすと判断できるものの要件を設定し、これを満たすものは、水田活用の直接支払交付金の対象とする方向で検討する。
- 加工用米・飼料用米・米粉用米として流通するものであること。

農産物検査によらない場合:

用途及び加工用米、米粉用米の場合は1.7mm以上のふるい目の使用が確認できる書類等(販売伝票等)、飼料用米の場合は土砂等の混入が無いこと、その他の異物の混入が一定未満であることが確認できる書類(契約書等)

② 交付金の算定の基礎となる重量の水増しが防止できること(加工用米・飼料用米・米粉用米)

農産物検査によらない場合:

水分含有率が16%以下であることが確認できる書類(販売伝票等)

〇 周知期間等を踏まえ、令和3年産から適用する。

<産地・品種・産年に係る表示要件>

(中間論点整理より抜粋)

産地・品種・産年に係る表示要件については、定着している現行のルールを維持していくことが基本と考えられる。ただし、農家による直接販売など取引の形態によっては農産物検査による証明がなくても一部の表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえると、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論しておく必要。 議論に際しては、本懇談会で示された多様な意見に十分留意することが必要。

〇 現行制度の趣旨・仕組み

米はその性質上、全国で生産され、かつ<u>不特定多数の者</u>の間で書類の確認のみで大量の取引が長期間にわたってな されること等から、産地・品種・産年(3点セット)について、<u>適正な表示がなされることに対する消費者及び流</u>通・販売業者からの要請が強い。

⇒ 食品表示法の前身である農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の時代から、3点セットの表示については、農産物検査による証明が要件とされている。

【現行制度】※ 消費者向け袋詰め玄米・精米

農産物検査による証明(又は輸出国の公的機関等による証明)に基づき、産地、 品種及び産年を表示。産地は農産物検査による証明がない場合は「国内産」と表 示(米トレサ法により産地が伝達されていれば、「産地未検査」を併記した上で 産地を表示可能)。

〇 課題

「顔の見える関係」に基づいた直接販売などについても、 不特定多数の取引を前提としている<u>農産物検査が一律に求</u> められている。

〇 これまでの対応

昨年中間論点整理の公表後から、消費者庁と今後の進め 方等について意見交換。

〇 これからの対応(検討中)

直接販売など一定の流通について、農産物検査による証明がない場合は、「未検査」を併記して産地・品種・産年 (3点セット)の表示が可能となるかについて、消費者庁 と調整を進めている。

※ 食品表示基準改正は、消費者庁の所管であり、外部機 関である消費者委員会食品表示部会で諮問し、答申を得 ることが必要。

この際、関係者(生産者団体、消費者団体等)から見 直し案に対して了承を取り付けなければ、消費者委員会 食品表示部会で見直しを認められない。

→ <u>消費者の理解を得られるかも重要</u>。

<備蓄米の政府買い入れ>

「農産物規格・検査に関する懇談会(平成31年3月)」の中間論点整理【農産物検査に新型の穀粒判別器を活用していくことは、検査の合理化の観点から一定の意義はある】を踏まえ、穀粒判別器の検査現場への導入について技術的な検討を行うため開催された「穀粒判別器に関する検討チーム」の中で、農産物規格(水稲うるち玄米)の死米、着色粒及び胴割粒、砕粒の穀粒判別器による測定に関して、検査機器として利用できる一定の精度を有していると取りまとめられた。

〇 これまでの対応

- 〇 備蓄米の政府買入れについては、令和2年産から新型の穀粒 判別器が検査現場に導入されることを踏まえて、<u>農産物検査に</u> 依らない、分析機器の測定値を活用した独自の新要件による試 験的な買入れを令和2年産から導入することとしたところ。 (500ト)程度を上限)
- 新要件は、一定の品位(水分含有率)や品質(使用ふるい目幅)のほか、穀粒判別器で測定可能な白未熟粒及び被害粒等の混入割合(重量比)を踏まえて、備蓄米としての一定の品質を確保する。

〇 これからの対応(検討中)

- 令和2年産において、農産物検査に依らない備蓄米の売渡し に係るニーズ(売渡申込数量)を把握する。
- 〇 また、当該備蓄米について、買入れ後、<u>試料を採取し、品質を確認</u>するとともに、精米備蓄の実証試験により、<u>とう精歩留</u>まりを検証する。
- 〇 このような新要件の実施状況を踏まえて、令和3年産以降に 買入要件や政府買入数量について見直すこととする。

〇 令和2年産備蓄米の買入要件

| -Æ | 畑田 | \mathbf{A} | ノ貝・ | 八安` | т | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|--------------|-------------|-------------|-------------|-----------|----------------------------|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------------|---------------------|-------------|----------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|--------------------------|-------------|----------|----------------------------|---------|-----|-----|
| | | | | 7 | | | | | 品位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ` | | 項目 | | | | | | | | 最低 | 最低限度 最高限度 | | | | | | | 度 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 使用ふるい目 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 産年 | 種類 (うるち) | 産地 | 品種 | 包装 | 量目 | 幅 | | | | | | | | | | | | 1 | | | 異種穀料 | ά | | | |
| Z | 分 | | | (765) | | | | | (1.8mm 以上) | 整粒 (%) | 形質 | 形質 水分 白未熟粒 (%) | (%) 白未熟粒 合計 (%) (%) | (%) | 計 (%) | 計 (%) | 死米 (%) | 着色粒 (%) | 胴割粒 (%) | 砕粒 (%) | その他 被害粒 (%) | 計 (%) | もみ (%) | 麦 (%) | もみ及び 麦を除い たもの (%) | 異物 (%) | | |
| | | 1 等 | | | | | | | | 70 | 1等 標準品 | | | 15 | | | 7 | 0.1 | | | | | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | | |
| 農 | 産物検査 | 品質等 | 令和 2年 | 水稲うるち玄米 | 新潟 | コシヒカリ | 紙袋 | 30kg | 未設定 | 60 | 2等 標準品 | | | | | | 未設定 未設定 | | 0.3 | 0.3 未設定 | 定 未設定 | 未設定 | 未設定 | 0.5 | 0.3 | 0.5 | 0.4 | |
| | | 3 等 | | | | | | | | 45 | 3等 標準品 | | | | | 20 | | 20 0.7 | | 0.7 | | | | | | 1.0 | 0.7 | 1.0 |
| | 新要件 | 品質等 | 令和 2年 | 水稲うるち玄米 | 新潟 | コシ ヒカリ | 紙袋 | 30kg | 1.8mm 以上 | 未設定 | 未設定 | 15.0 | 7.0 | + 机 中 | + 31.0 | 4.0 | + 乳中 | 土机中 | 土机中 | 土机中 | + 乳 中 | 型 異種穀粒 等の有無 の判断 | ±=1.0 | 土乳中 | 未設定 | + 30. 中 | | |
| | 例女件 | 根拠 | 売渡人 (申告) | 売渡人 (申告) | 売渡人 (申告) | 売渡人 (申告) | 入札仕様書に規定されたもの | 第3者 (倉庫業者)証明 | 売渡人 (申告) | 个 政化 | 不 政止 | 電気 水分計 (測定) | 穀粒 判別器 (測定) | 不 改止 | 未設定 未設定 | 穀粒 判別器 (測定) | 不 政止 | 不 改足 | 不 改足 | 不 改足 | 个 政止 | 売渡人 (申告) | 不 故止 | 未設定 | 不 改止 | 未設定 | | |

(参考) 「農産物規格・検査に関する懇談会」中間論点整理(平成31年3月29日)

1 総論

農産物規格・検査については、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直しを図っていく必要がある。

本懇談会では、調製・流通段階での機器の現状や現行制度の運用状況、米流通の現状を踏まえ議論を重ねた結果、農産物規格・検査について、現行制度の基本は堅持しつつも以下の方向で見直しを進める必要があると考える。

さらに、今後とも、検査技術の進展や調製・流通段階での機器の高度化、取引形態の変化など農産物流通全体の状況や現場からの声を踏まえながら、農産物規格・検査について流通ルートや消費者ニーズに即した不断の点検を行い、随時、見直しを検討していく必要がある。

2 各論

| <u> </u> | | |
|-------------|---|--|
| 事項 | 主な論点等 | 中間論点整理 |
| | | |
| 1. 現行の農産物規格 | 各・検査に関する論点 | |
| | | |
| (1)穀粒判別器 | 善と検査機器の適切な運用を検討すべき。 〇 現場からは穀粒判別器の導入を求める声が大きいの | しかしながら、測定精度や効率的な検査方法等を 検証した上で判断する必要があることから、専門家 で構成される検討会においてより技術的な検討を行 |
| | で、測定精度の統一や効率化の観点も踏まえて検討すべき。 〇 機器の精度を担保するため、国が何らかの指針を示すなどの対応が必要。 〇 抽出した複数の試料を一つにして検査できるようにするなど、真に合理化に結び付く手法の検討が必要。 | |

| 事項 | 主な論点等 | 中間論点整理 |
|------------|---------------------------|---------------------------|
| | ○ 米穀卸売事業者・精米工場や食品製造事業者(炊飯 | |
| 及び削減 | 業者)が重視する規格項目として、「胴割粒」などが | いて、専門家で構成される検討会においてより技術 |
| | 挙げられている。 | 的な検討を行い、結論を得る必要。 |
| | 〇 胴割粒などの項目の追加を、検査コストを考慮しつ | |
| | つ検討してもよいのではないか。穀粒判別器の測定結 | の増加につながらないように留意する必要。 |
| | 果を参考値として出すなどの活用方法を検討してみて | |
| | はどうか。 | |
| | 〇 胴割れの程度によってクレームの有無が異なるた | |
| | め、規格化する場合はどう線引きするか検証が必要。 | |
| | 現場では胴割粒が許容できるレベルのものかを細か | |
| | く確認しており、規格化するとなるとたいへんなコス | |
| | トになる。 | |
| (3) 着色粒の基準 | 〇 生産者及び集荷業者・大型乾燥調製施設の約5割が | また、着色粒の基準については、消費者が求める |
| | 「(着色粒の基準は)現状のままでよい」との意見で | |
| | ある一方、生産者の約3割、集荷業者・大型乾燥調製 | |
| | 施設の約4割が「緩和するべき」との意見。 | いか。 |
| | 〇 地方自治体からも、着色粒の規格の廃止や見直しを | │ 一方、着色粒の基準の緩和を求める現場及び消費│ |
| | 求める意見がある。 | 者からの声があることにも留意する必要。 |
| | ○ 基準を緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混 | |
| | 入割合が大きくなる。 | |
| | 〇 消費者の求める水準、色彩選別機の能力や除去に要 | |
| | するコスト、手間、時間等を踏まえ検討すべき。 | |
| | 〇 現行規格より厳格に運用しているが、それでも消費 | |
| | 者からクレームが来る。色彩選別機による除去はそれ | |
| | なりの手間がかかるが、全ての着色粒が除去できるわ | |
| | けではないので、現実的には緩和は困難が伴うのでは | |
| | ないか。 | |
| | 〇 消費者の中にはネオニコチノイド系農薬に関心を持 | |
| | つ者がいる。着色粒の基準をクリアするなどのために | |
| | 生産者はカメムシ等の防除にこれを使用しているが、 | |
| | ネオニコチノイド系農薬の使用はEUでも規制され | |
| | た。着色粒の基準の緩和や農薬使用量・散布回数の低 | |
| | 減を検討すべき。 | |

| 事項 | 主な論点等 | 中間論点整理 |
|------------|--|----------------------------------|
| (4)検査業務に係る | 〇 登録検査機関の約5割が「事務(報告)の簡素化」 | 登録検査機関などの事務負担の軽減を図るため、 |
| 制度の見直し | を望むとの意見。 | 国への農産物検査結果の報告内容の削減や報告期日 |
| | 〇 事務の効率化を図るため、検査業務に係る様式の整 | の延長、検査請求様式の簡素化等の現行制度の見直 |
| | 理等の改善を行うべき。 | しをしっかり行い、事務の効率化を図る必要。 |
| | 〇 検査結果の報告期日の延長や、報告事項の削減など、 | また、生産者の庭先等での出張検査などを柔軟に |
| | 事務の効率化が図られるよう見直すべき。 | 実施できるよう、現行のルールを見直し、弾力的な |
| | | 運用を可能とする必要。 |
| (5)農産物検査員の | | 農産物検査員の質の向上・均質化を図るため、例 |
| 検査精度の向上 | 「検査の等級と品質が一致しない」等が挙げられてい | えば検査員を対象として国が行っている研修の内容 |
| | る。 0 B 0 1 1 1 1 1 1 1 1 | 充実など、登録検査機関による適正な検査の実施を |
| | 〇 問題のある検査があることは確か。検査員のレベル | |
| | アップや各県での横の目合せが必要ではないか。 | また、登録検査機関においても、農産物検査員の |
| | 〇 研修の対象者の拡大や検査員の更新、異品種混入を 産地でも防ぐ対策等も検討して欲しい。 | 資質向上に努める責務を有していることを認識する 必要。 |
| | 産地でも防く対策等も検討して欲しい。 ○ 等級格付けの不備といった技術的なミスを防ぐため | |
| | ○ ・ | |
| | 登録検査機関にその役割がある。 | |

| 事 項 | 主な論点等 | 中間論点整理 |
|------------------|---|---|
| | きまえた各種制度に関する論点 | |
| (1)交付金の交付要 件等 | ○ 実需者からは農産物規格の必ずしも全ての項目が必要とされていないにもかかわらず、国の交付金の交付のためだけに検査の手数料を負担して受けざるを得ない。 ○ 米を実需者などに直接販売する農家が増えてきているので、交付金の要件を見直してもいいのではないか。 交付金の数量カウントも農政局への報告をもって行うなどとしてもよいのではないか。 ○ 農産物検査とは別の手法で品質や数量を確認する場合は、農産物検査と比べて手間がかかることにならないか留意するとともに、米流通の大宗に影響することがないよう、慎重に検討して欲しい。 | においては、直接取引などにおいて買い手から農産物検査による証明を求められない場合にまで現行の検査が必要か否か、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ検討する必要。 |

| 事項 | 主な論点等 | 中間論点整理 |
|------------|-------------------------------------|--------------------------|
| (2)袋詰め玄米及び | 〇 米トレサ法で確認が取れるものや栽培管理上確約 | 産地・品種・産年に係る表示要件については、定着 |
| 精米の表示要件 | | している現行のルールを維持していくことが基本と考 |
| | 3点セット(産地・品種・産年)の表示を認めると | |
| | してもよいのではないか。 | 態によっては農産物検査による証明がなくても一部の |
| | | 表示は可能とすべきとの現場からの要望を踏まえる |
| | | と、今後その当否につき表示を所管する省庁とも議論 |
| | 示ルールの中で、袋詰め精米の表示だけがここまで | |
| | 厳しくてもいいのか、任意で表示できるようにした | |
| | │ 場合の担保をどうするのか、などについて、議論す │ る必要。 | 十分笛息りることが必安。 |
| | る必妥。 ○ 直接販売の際に現行制度の要件を見直すこと自体 | |
| | は否定するわけではない。ただし、未検査米の3点 | |
| | セットを認めた場合、消費者は検査済みかきちんと | |
| | 認識できるのか。できないのであれば、米全体の表 | |
| | 示や品質への疑問が生じてしまうのではないか。 | |
| | 〇 仮に未検査米でも3点セット表示を可能とした場 | |
| | 合、取引先ごとに独自の規格を求められるようにな | |
| | り、生産・検査の現場に大きなコストが発生するこ | |
| | とが懸念。このため、流通の大宗に影響することが | |
| | ないよう慎重に検討願いたい。 | |
| | ○ 未検査米に3点セットを表示する場合には、米ト | |
| | レサ法の活用などが考えられるが、これを品種及び | |
| | 産年の表示の根拠とするためには法改正が必要で、 | |
| | かえって規制強化や現場でのコスト増になりかねない。 | |
| | い。ただ、今後の課題として、農産物検査に頼らな | |
| | <u>い表示について検討する価値はあるのでは。</u> | |